

米国商標法の域外適用をめぐる米国連邦最高裁判所における口頭弁論の実施

Publications

2023年5月

By: Gianni P. Servodidio, Rémi Jaffré, Zach Marino

3月21日、米国連邦最高裁判所では、*Abitron Austria GmbH v. Hetronic International, Inc.*について、被告による商標の使用が米国外で一部行われ、米国の商標権者の営業権を侵害し、売上を失わせ、米国内外の消費者を混乱させる可能性がある場合に、米国商標法の侵害条項によって損害賠償と差止の責任を課されるかどうかについて口頭弁論が開かれた。（当事務所は、本件のトライアルおよびすべての控訴審において、Hetronic社の代理人として対応した）。

被申立人であるHetronic International, Inc.は、重機械用ラジオリモコンを製造する会社であるが、Hetronic社のドイツおよびオーストリアの元販売代理店の一部である申立人（「Abitron社」）に対して商標権侵害の申立てを行った。トライアルにおいて陪審員は、Abitron社がHetronic社と同じ製品名および特徴的な黄色と黒のトレードドレスを使用することにより、Hetronic社の商標権を侵害し、その営業権を侵害したことを認め、Abitron社の模倣品による世界での総売上に対応する9000万ドルの損害賠償を認めた。控訴審において、第10巡回区連邦控訴裁判所は、Abitron社による米国外での侵害行為すべてにランハム法が域外適用されると結論づけ、損害賠償を認めた原審の判断を支持した。

米国連邦最高裁判所において、Hetronic社は、（立法にあたり）米国議会は、米国商標法（ランハム法）が「商取引」の広範な定義（15 U.S.C. §1114(1)(a), 1125(a)(1)(A), 1127）に基づき広範な域外適用をされることを意図していた、と主張した。この定義によれば、米国外での商取引における商標の使用は、それが米国の商取引に実質的な影響を与えるものであり、かつ、外国法に抵触しない限り、米国における訴訟の対象となる。Abitron社は、ランハム法は域外適用を明確に認めているとはいえないため、同法は米国外被告が米国の顧客に直接商品を販売する場合にのみ適用されるべきである、と主張した。また、米国司法省（DOJ）も主張書面を提出し、被告の行為が米国の消費者に混乱を引き起こす可能性があることが立証される必要がある、という中間的なアプローチを主張した。米国連邦最高裁判所がDOJのアプローチを採用したとしても、Hetronic社は、Abitron社のマーケティングの内容や侵害製品がたとえ米国外で販売されていても米国の作業現場で頻繁に使用されているという事実などを考慮すると、Abitron社による米国外での侵害的な使用が米国の消費者に混乱を引き起こす可能性があることを示す記録がある、と主張した。

米国連邦最高裁判所の決定は、米国の商標権者が米国外で発生した侵害に対する権利行使や米国法に基づく米国外被告に対する責任追及に重要な影響を与える可能性が高い。

この記事はJenner & Blockニュースレターに掲載されています。

関連弁護士



Gianni P. Servodidio

Partner

gservodidio@jenner.com

+1 212 891 1620



Rémi Jaffré

Partner

rjaffre@jenner.com

+1 212 303 2536



Zach Marino

Associate

zmarino@jenner.com

+1 212 407 1749

関連記事

Jenner & Blockニュースレター : 2023 5月

関連分野

商標

日本プラクティス

© 2026 Jenner & Block LLP. Attorney Advertising. Jenner & Block LLP is an Illinois Limited Liability Partnership including professional corporations. This publication, presentation, or event is not intended to provide legal advice but to provide information on legal matters and/or firm news of interest to our clients and colleagues. Readers or attendees should seek specific legal advice before taking any action with respect to matters mentioned in this publication or at this event. The attorney responsible for this communication is Brent E. Kidwell, Jenner & Block LLP, 353 N. Clark Street, Chicago, IL 60654-3456. Prior results do not guarantee a similar outcome. Jenner & Block London LLP, an affiliate of Jenner & Block LLP, is a limited liability partnership established under the laws of the State of Delaware, USA and is authorised and regulated by the Solicitors Regulation Authority with SRA number 615729. Information regarding the data we collect and the rights you have over your data can be found in our Privacy Notice. For further inquiries, please contact dataprotection@jenner.com.

Stay Informed

